

(記載第 6-8 号)

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

平成 28 年 6 月 28 日

大 分 市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(平成 26 年法律第 78 号)第 7 条第 1 項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定したので、同条第 6 項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号事業	2号事業	3号事業	4号事業	地域	重点区域との重複の有無		
○				大字辻吉野地区	無	平成 28 年度 ～ 平成 32 年度	吉野の郷